

学びの多様化支援事業

NPO 法人東京コミュニティスクールは、学びの選択肢の多様化とその選択の自由に関する社会的認知・支援を獲得していくためのさまざまな活動を行っています。

参照：[特定非営利活動法人東京コミュニティスクール 定款](#)



【主な活動内容】

- ◆ 不登校児童の支援
- ◆ 現在の学校での学びが合わず困っているご家庭からの相談窓口
- ◆ 新しい学びをつくろうとする人たちへの支援

不登校児童の支援

【支援内容】

- ◆ 編入児童の受け入れ
- ◆ 不登校児童の相談
- ◆ 保護者面談
- ◆ 公立校に戻るための相談対応
- ◆ 出席証明に関する書類発行

【発行書類】

保護者と学校との間の連携・協力関係を築くためにも、当団体が発行する以下の書類をご利用ください。

※ 東京コミュニティスクール(TCS)では2期制を採用しており、前期(4月～9月)分と後期(10月～3月)分として年2回発行します。

※ とらすとベースフリースクール(とらべ)では3期制を採用しており、年3回発行します。

「学びのガイドライン」

個々の指標や学習成果をはかる手段として作成します。保護者面談の際に配布します。

「学びの軌跡」

学んだことの記録として作成します。保護者面談の際に「学びのガイドライン」とともに配布します。

「出席証明書」

3期制の小学校事情に合わせて出席証明書の提出を必要とする場合は対応しますので、提出時期に合わせて都度スクールに要請してください。その他の対応が必要な場合はご相談ください。

※ 出欠の取り扱いについて

文部科学省より各都道府県教育委員会へ宛てた下記通知をご参照ください。

令和元年 10 月 25 日付「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)



※ 通学定期について

当団体のような民間施設に通う児童・生徒達には、公共の交通機関が「実習用通学定期乗車券制度」を適用し学割定期券を発行してくれます。そのためには、「通学証明書」を発行してもらう必要があります(要公印)。「通学証明書」の発行については、行政から通知・指導が出されていますが、最終的には学校長の裁量によりますので、詳細は各校へお問合わせください。

東京都フリースクール等ネットワーク(TFN)

NPO 法人東京コミュニティスクールでは、東京都内のフリースクール等及び保護者が協働する「東京都フリースクール等ネットワーク(TFN)」に参画しています。不登校児童・生徒数が年々増加する中、子どもの個性に合わせた多様な学び場の必要性が高まっています。子どもの学ぶ権利を保障し、安心して学びを選択できる社会にするために、学校外で学ぶことへの公的支援と社会的認知向上を目指した活動をしています。

【目的】 子どもが多様な学びを選択できる社会に

子どもの個性を尊重し、「子どもの学ぶ権利」や、「親が子に与える教育の種類を選択する権利」を保障するために、東京都内におけるフリースクール、フリースペース、オルタナティブスクール、マイクロスクール、ホームエデュケーション等の多様な学びを推進する各団体と、趣旨に賛同する保護者が、ネットワークを通じて協働することを目的としています。

【活動内容】

多様な学びの場を選択しやすくするため、家庭への支援や法整備、フリースクール等の公的補助金の制度化などを目指して、以下の活動を行っております。

- (1) 東京都内のフリースクール等及び保護者のネットワーク会議をすること
- (2) 行政との連携を図るために、行政及び関係機関と対話を行うこと
- (3) 学校外における多様な学びの普及啓発活動を行うこと

【不登校を取り巻く現状の詳細についての書籍出版】



『学ばを選ぶ時代 ～子どもが個性を輝かせるために親ができること～』

(2020/11/1・全 256 ページ・出版:プチ レトル)

フリースクール・オルタナティブスクールなど多様な学びの実践を紹介するとともに、実際に通っている子どもたちや保護者の体験やリアルな声、また、多様な学びが求められる社会的背景や、不登校支援や公民連携の経緯、法律的観点からの解釈などにも触れ、「学ばを選ぶこと」に関して多面的に理解できる内容です。巻末には国内の多様な学びの場の一覧を掲載しています。

【会員募集】

本活動を推進するために、賛同者としての会員を常時募集しています。入会金・会費はありません。

会員登録フォーム : <https://tanq.typeform.com/to/AnEV5U>

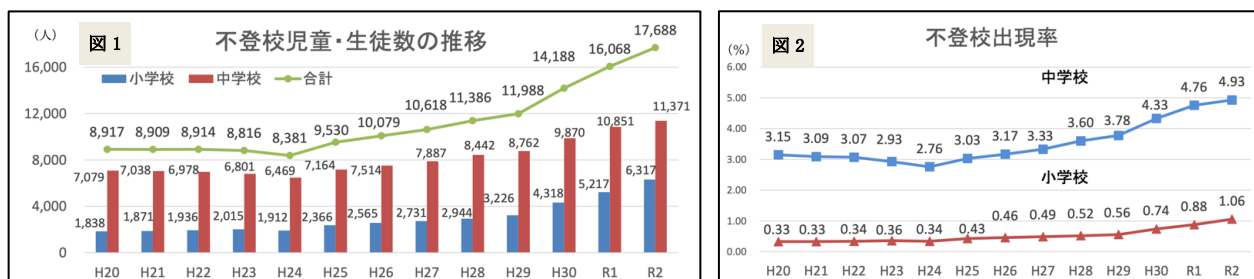


<参考情報:不登校を取り巻く現状>

① 不登校児童・生徒(小中学生)の増加

東京都の不登校児童・生徒数は、2002(平成14)年度の調査以降年々増加し、2021(令和2)年度の東京都の調査によると小学校で6,317名、中学校で11,371名、合計17,688名と、過去最高値を記録し、都道府県別で全国最大です。(※1,図1)また、この数は都内公立学校のうち、小学校全在籍児童数の1.06%、中学校全在籍生徒数の4.93%にあたり、年々増加傾向にあります。(※2,図2)

(※1 および※2、図1・2: [東京都教育委員会「令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」](#))



② 多様な学びの選択肢の不足

不登校児童・生徒が過去最大数となり、多様な学びへのニーズが高まっているにもかかわらず、義務教育段階における多様な学びの選択肢は不足しています。

全国では、国公立の小中学校は約3万校ありますが、義務教育段階の児童・生徒を対象としたフリースクール等は全国で約400校、在籍者は約4,200名に留まっており(※3)、不登校児16万人に対して、多様な学びの機会を得られている人はわずかです。

都内では、国公立の小中学校は約2,100校ありますが、義務教育段階の児童・生徒を対象としたフリースクール等は約50校(※3)とみられ、増え続ける不登校児の受け皿不足は、全国傾向と変わりません。

(※3: [文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」\(平成27年\)](#)…文中のフリースクール等の数は、調査対象となった民間の団体・施設へのアンケート結果より引用しています。)

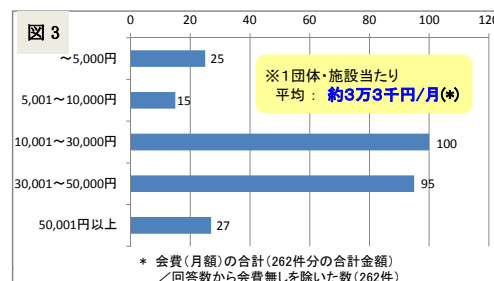
③ 不登校児童・生徒の家族の経済的負担の大きさ

多様な学びの機会を得られない理由の一つは、経済的負担の大きさです。公的支援を受けていないフリースクール等に通うには、平均で約3.3万円/月の会費(授業料)(※4,図3)がかかります。

そのために、経済的な理由により実質的に選択できない現状があります。

(※4 図3: [文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」\(平成27年\)](#))

※令和3年度より、滋賀県草津市、佐賀県江北町などで家庭への経済支援が始まりました。



④ 不登校対策における法整備と施策の実行 ～公民連携の動き

2017年より「普通教育機会確保法」が施行され、これまでの学校復帰を前提としない不登校政策が全国で始まっており、また学校外の学びの重要性が認められ、行政と民間フリースクール等の公民連携も進みつつあり、東京都においても公民連携のあり方についての検討会議で様々な施策が取り組まれています。

※世田谷区、鳥取県、大阪府池田市、兵庫県明石市などでは、教育支援センターの民間委託による協働が進んでいます。

※札幌市、京都府、福岡県などでは、フリースクール等への財政支援が進んでいます。